

○財務省告示第七十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年二月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年三月十二日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（四十年）（第五
回）

二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十七条

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定

四 発行方法
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回りを競争に付して行われる
入札（以下「利回り競争入札」と
いう。）による発行（以下「利
回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定
をした後に行われる入札であつ
て、財務大臣が各国債市場特別
参加者ごとに応募限度額を定め
るものによる発行（以下「国債
市場特別参加者・第Ⅱ非価格競
争入札発行」という。）

五 募入決定の
方法
イ 利回り競
各申込みのうち応募利回りの低

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還期限

十七 償還金額

十八 元利支

十九 払入札参加

二十 払込期日

平成二十五年三月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.0}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十日
 を支払期とし、各支払期におい
 て、その日以前六月間に属する
 利子を支払う。

平成二十四年三月二十日
 額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十五年二月十五日